

北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年1月14日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

7 北学第933号

令和7年12月23日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和7年12月1日付け7北監第58号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課＞

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

コミュニティスクール運営事業について、実施要領に規定する事務が一部履行されていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、実施要領の規定に基づき適正に行います。

3 【監査委員意見】

- (1) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。
- (2) 契約に係る業務仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあった。契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、実態と合ったもので行われたい。
- (3) 学校に対し支払われた委託料の取扱いについては、原資が税金であることに鑑み、より適切な管理が担保されるよう取扱いについて検討されたい。

4 【措置状況】

- (1) これまでの被服貸与簿を見直し、返却日と貸与日を明確にし在庫管理を適正に行います。
- (2) 契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、適正に行います。
- (3) 学校に対し支払われた委託料の取扱いについては、適切な管理が担保されるよう検討します。

7 北 生 第 6 3 号

令和 7 年 1 月 2 日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 7 年 1 月 2 日付け 7 北監第 58 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜生涯学習課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

博物館実習費について、北名古屋市予算決算会計規則第32条に規定する事務が履行されていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、令和8年度より北名古屋市予算決算会計規則第32条の規定に従い事務を履行します。

3 【監査委員意見】

生涯学習講座等受講料については、キャンセルが発生した際の返金に関し、適正な処理方法について検討されたい。

4 【措置状況】

キャンセルが発生した際の返金処理に関して、受講者都合によるキャンセルについては受講申込みの段階でキャンセル期限を明示し、受講申込者に分かりやすいものとなるよう努めます。また、主催者都合によるキャンセルについては受講者と連絡を取り、適切に返金対応します。